

保 育 料 の 軽 減 に つ い て（0・1・2歳児）（令和7年9月）

村上市の多子軽減制度

生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯については、年齢制限を設けずに、第2子目の保育料が半額に、第3子目以降の保育料が無料となります。

国の多子軽減の拡充

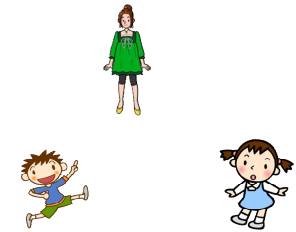
生計を一にする養育している子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税が一定の基準に満たない場合については、年齢制限を撤廃し、第2子目の保育料を半額に、子どもが第3子目以降の保育料が無料となります。

国の特例措置の拡充

要保護世帯等（※1）について、軽減措置が拡充となります。

保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設（公立保育園、認定子ども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）をご利用の方が対象となります。

◆国及び村上市の保育料軽減◆

《保育認定とは》 父母の就労等で保育が必要な子どもが、その認定を受けていることをいいます。				国の軽減制度					市の軽減制度 (生計を一にする子が3人以上)	
			区分	保育認定						保育認定
				要保護世帯等(※1)の場合			左以外の場合			
				父母(※2)の市町村民税の状況及び利用者負担額基準額表の階層区分	非課税の場合	所得割額が非課税または、所得割の合計額が48,600円未満の場合	所得割の合計額が48,600円以上77,101円未満の場合	所得割の合計額が57,700円未満の場合	所得割の合計額が57,700円以上の場合(※3)	制限なし
B階層	C階層の全部	D1階層 D2階層 D3階層の一部	B階層 C階層の全部 D1階層の一部		D1階層の一部 D2階層 以上	すべての階層				
利用者負担			1人目	無料	1,000円を控除した額の半額を負担	半額負担 (D3階層は9,000円)	全額負担 (B階層は無料)	全額負担	全額負担	
			2人目	無料	無料	無料	半額負担 (B階層は無料)	半額負担	半額負担	
			3人目以降	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
多子計算の 子どもの範囲	小学生以上		対 象	対 象	対 象	対 象	カウントの 対象外	対 象		
	小学校就学前						対 象			

- （※1）「要保護世帯等」とは、ひとり親世帯、障害児（者）のいる世帯等をいいます。
- （※2）父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。
- （※3）利用者負担の1人目、2人目、3人目以降の数は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数えます。